

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
142	変更命令	工場立地法	第10条第1項	法令の規定のとおり	—	産業課
143	認定の取消し	市民農園整備促進法	第10条	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
144	協定の認定の取消し	集落地域整備法施行令	第11条第3項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
145	設立の認可取消し等	商工会法	第51条	法令の規定のとおり	—	産業課
146	商工会議所の業務の一部停止	商工会議所法	第59条第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
147	伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等	森林法	第10条の9	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
148	施業実施協定の認可の取消し	森林法	第10条の11の8第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
149	森林経営計画の認定の取消し	森林法	第16条	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
150	保安林における択伐の届出書に係わる択伐計画の変更命令	森林法	第34条の2第2項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
151	保安林における間伐の届出書に係わる択伐計画の変更命令	森林法	第34条の2第3項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
152	店舗集団化計画の認定の取消し	中小小売商業振興法施行令	第9条第2項	法令の規定のとおり	—	産業課
153	共同店舗等整備計画の認定の取消し	中小小売商業振興法施行令	第9条第2項	法令の規定のとおり	—	産業課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
154	商店街整備計画の認定の取消し	中小小売商業振興法施行令	第9条第2項	法令の規定のとおり	—	産業課
155	商店街整備等?援計画の認定の取消し	中小小売商業振興法施行令	第9条第2項	法令の規定のとおり	—	産業課
156	鳥獣の捕獲等々の許可等に係る措置命令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第10条第1項	法令の規定のとおり	—	産業課
157	鳥獣の捕獲等の許可等（第9条第1項の許可に係るものに限る）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第10条第2項	法令の規定のとおり	—	産業課
158	捕獲した鳥獣の飼養登録を受けた者に対する措置命令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第22条第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
159	捕獲した鳥獣の飼養の登録の取消し	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第22条第2項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
160	販売禁止鳥獣等の販売許可の違反者に対する措置命令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第24条第9項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
161	販売禁止鳥獣等の販売許可の取消し	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第24条第10項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
164	農業経営改善計画の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	第13条第2項	法令の規定のとおり	—	産業課
165	青年等就農計画の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	第14条の5第2項	法令の規定のとおり	—	産業課
166	農用地利用集積計画の取消し	農業経営基盤強化促進法	第20条の2第2項	法令の規定のとおり	—	産業課
167	農用地利用規程の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	第24条第3項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
168	協定の認可の取消し	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の11第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
169	事業計画の認定の取消し等	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	第8条第2項及び第3項	法令の規定のとおり	—	産業課
170	組合員等への事務費の賦課	農業保険法	第118条第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
171	準用する土地改良法第108条第2項による清算金の徴収	農住組合法	第11条	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
172	勧告に係る措置命令	空家等対策の推進に関する特別措置法	第14条第3項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
173	工事原因者に対する工事施行命令	河川法	第100条において準用する第18条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
174	洪水時等における業務従事命令	河川法	第100条において準用する第22条第2項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
175	工作物用途廃止後の原状回復命令	河川法	第100条において準用する第31条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
176	流水占用料等の徴収	河川法	第100条において準用する第32条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
177	河川の従前の機能の維持の指示	河川法	第100条において準用する第44条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
178	ダムの操作規程の変更命令	河川法	第100条において準用する第47条第4項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
179	洪水調節のための指示	河川法	第100条において準用する第52条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
180	改善命令及び指定の取消し	河川法	第100条において準用する第58条の11第2項及び第3項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
181	工事費用の原因者への負担命令	河川法	第100条において準用する第67条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
182	附帯工事費用の原因者負担命令	河川法	第100条において準用する第68条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
183	工事費用の受益者への負担命令	河川法	第100条において準用する第70条第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
184	負担金等の督促	河川法	第100条において準用する第74条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
185	延滞金の徴収	河川法	第100条において準用する第74条第5項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
186	許可等の取消し、工事中止命令等	河川法	第100条において準用する第75条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
187	許可等の取消し、工事中止命令等	河川法	第100条において準用する第75条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
188	損失補償額の原因者への負担命令	河川法	第100条において準用する第76条第3項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
189	改善命令及び指定の取消し	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第13条の5第2項及び第3項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
190	景観計画による建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないもの変更命令等	景観法	第17条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
191	景観計画による建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるための原状回復命令	景観法	第17条第5項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
192	景観重要建造物の景観保全のための原状回復命令	景観法	第23条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
193	景観重要建造物の管理改善の措置命令	景観法	第26条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
194	景観重要樹木の景観保全のための原状回復命令(第23条第1項の準用)	景観法	第32条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
195	景観重要樹木の管理改善の措置命令	景観法	第34条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
196	違反建築物に対する措置命令	景観法	第64条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
197	形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置命令	景観法	第70条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
198	景観整備機構に対する業務改善命令	景観法	第95条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
199	景観整備機構の指定の取消し	景観法	第95条第3項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
200	受益者への公園事業の執行に要する費用の負担命令	自然公園法	第58条	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
201	原因者への工事費用負担命令	自然公園法	第59条	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
202	生産緑地内の原状回復命令等	生産緑地法	第9条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
203	路外駐車場の使用停止命令等	駐車場法	第19条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
204	改善命令	中心市街地の活性化に関する法律	第28条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
205	計画の認定の取消し	中心市街地の活性化に関する法律	第29条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
206	是正命令	中心市街地の活性化に関する法律	第63条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
207	中心市街地整備推進機構の指定の取消し	中心市街地の活性化に関する法律	第63条第3項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
208	協定の認定の取消し	都市再生特別措置法	第77条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
209	立地誘導促進施設協定の認可の取消し	都市再生特別措置法	第109条の6第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
210	改善措置命令及び指定の取消し	都市再生特別措置法	第121条第2項及び第3項	法令の規定のとおり	－	まちづくり課
211	認定集約都市開発事業の施行に係る改善命令	都市の低炭素化の促進に関する法律	第14条	法令の規定のとおり	－	まちづくり課
212	集約都市開発事業計画の認定の取消し	都市の低炭素化の促進に関する法律	第15条	法令の規定のとおり	－	まちづくり課
213	違反建築物に対する措置命令	都市緑地法	第37条第1項	法令の規定のとおり	－	まちづくり課
214	改善命令	都市緑地法	第64条	法令の規定のとおり	－	まちづくり課
215	認定の取消し	都市緑地法	第65条	法令の規定のとおり	－	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
216	推進法人に対する改善命令	都市緑地法	第72条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
217	推進法人の指定の取消し	都市緑地法	第73条第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
218	受益者からの負担金の徴収	土地改良法	第90条第6項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
219	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
220	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第4項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
221	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第6項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
222	受益者からの分担金の徴収	土地改良法	第91条第3項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
223	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第91条の2第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
224	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第91条の2第4項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
225	賦課金等の徴収(法第36条第1項の準用)	土地改良法	第96条の4	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
226	特別徴収金の徴収(法第36条の3第1項の準用)	土地改良法	第96条の4	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
227	一時利用地指定(法第53条の5第1項の準用)	土地改良法	第96条の4	法令の規定のとおり	—	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
228	換地処分前の使用収益停止（法第53条の6第1項の準用）	土地改良法	第96条の4	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
229	仮清算金支払地の使用収益の停止（法第53条の6第2項の準用）	土地改良法	第96条の4	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
230	一時利用地指定の利益相当額徴収（法第53条の8第2項の準用）	土地改良法	第96条の4	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
231	清算金の徴収	土地改良法	第108条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
232	土地改良事業の障害物の除去等	土地改良法	第119条	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
233	違反建築物の除去命令等（町が施す?地区画整理事業）	土地区画整理法	第76条第4項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
234	建築物の移転又は除去費用の徴収	土地区画整理法	第78条第2項	法令の規定のとおり	－	まちづくり課
235	仮清算金の徴収	土地区画整理法	第102条第1項	法令の規定のとおり	－	まちづくり課
236	清算金の徴収	土地区画整理法	第110条第1項	法令の規定のとおり	－	まちづくり課
237	清算金の督促	土地区画整理法	第110条第3項	法令の規定のとおり	－	まちづくり課
238	換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し	土地区画整理法	第117条の2第4項	法令の規定のとおり	－	まちづくり課
239	物件移転費用等の納付命令	土地収用法	第128条第3項	法令の規定のとおり	－	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
240	物件移転費用等の納付命令(第128条第3項の準用)	土地収用法	第138条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
241	他の工作物管理者の工事施行命令	道路法	第21条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
242	工事原因者への工事施行命令	道路法	第22条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
243	道路占用料の徴収	道路法	第39条第1項	設定している	—	まちづくり課
244	原状回復に代る措置の指示	道路法	第40条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
245	車両積載物の落下予防等措置命令	道路法	第43条の2	法令の規定のとおり	—	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
246	工作物管理者の危険防止措置命令	道路法	第44条第4項	法令の規定のとおり	－	まちづくり課
247	違反車両の通行中止等の措置命令	道路法	第47条の4第1項	法令の規定のとおり	－	まちづくり課
248	道路に関する必要な措置命令	道路法	第47条の4第2項	法令の規定のとおり	－	まちづくり課
249	道路保全立体区域内での措置命令	道路法	第48条第2項	法令の規定のとおり	－	まちづくり課
250	行為の中止、物件の除却等の命令	道路法	第48条第4項	法令の規定のとおり	－	まちづくり課
251	連結料の徴収	道路法	第48条の7第1項	法令の規定のとおり	－	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
252	違反行為の中止その他の措置命令	道路法	第48条の12	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
253	通行の中止その他の措置命令	道路法	第48条の16	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
254	原因者への工事費用負担命令	道路法	第58条第1項	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することが困難	まちづくり課
255	原因者への工事費用負担命令	道路法	第59条第3項	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することが困難	まちづくり課
256	工作物管理者への費用負担命令	道路法	第60条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
257	受益者への工事費用負担命令	道路法	第61条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
258	非常災害時の土地の収用、処分	道路法	第68条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
259	非常災害時の防ぎょ従事命令	道路法	第68条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
260	許可等の取消し、工作物除去命令等	道路法	第71条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
261	許可等の取消し、工作物除去命令等	道路法	第71条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
262	負担金等の督促	道路法	第73条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
263	道路予定区域における道路占用料の徴収(第39条第1項の準用)	道路法	第91条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
264	道路予定区域における原状回復に代る措置の指示〔第40条第2項の準用〕	道路法	第91条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
265	道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令（第44条第4項の準用）	道路法	第91条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
266	道路予定区域における道路保全立体区域内での措置命令1第48条第2項の準用〕	道路法	第91条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
267	道路予定区域における行為の中止、物件の除却等の命令（第48条第4項の準用）	道路法	第91条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
268	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等（第71条第1項の準用）	道路法	第91条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
269	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等（第71条第2項の準用）	道路法	第91条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
270	設備整備計画の認定の取消し	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	第8条第3項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
279	先端設備等導入計画の認定の取消し	中小企業等経営強化法	第53条	法令の規定のとおり	—	産業課
326	是正のための措置命令	道路法	第39条の9	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
327	業務運営の改善措置命令及び指定の取消し等	道路法	第48条の62第2項及び第3項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
328	低炭素建築物の新築等に係る改善命令	都市の低炭素化の促進に関する法律	第57条	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
329	低炭素建築物新築等計画の認定の取消し	都市の低炭素化の促進に関する法律	第58条	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
330	空家等管理活用支援法人に対する措置命令	空家等対策の推進に関する特別措置法	第25条第2項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
331	空家等管理活用支援法人の指定の取消し	空家等対策の推進に関する特別措置法	第25条第3項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
332	土地の原状回復等の命令	住宅地区改良法	第9条第4項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
333	浄化槽設置計画の変更命令等	浄化槽法	第5条第3項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
334	都市計画協力団体の監督等	都市計画法	第75条の7第2項及び第3項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
335	出入口制限対象駐車場の設置に係る届出に適合しない場合の措置命令	都市再生特別措置法	第62条の10第5項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
336	不正手段による許可等の取消し（第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項の適用）	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
337	宅地工事施行停止、災害防止措置命令（第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第2項の適用）	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
338	土地使用禁止、災害防止措置命令（第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第3項の適用）	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
339	工事施行の緊急停止命令（第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第4項の適用）	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
340	宅地造成等工事規制区域内に係る擁壁等設置、地形改良等の工事命令（第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第23条第1項の適用）	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
341	土地所有者等に係る原因者に対する工事施行命令（第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第23条第2項の適用）	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
342	造成宅地防災区域内に係る擁壁等設置、地形改良等の工事命令（第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第47条第1項の適用）	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
343	造成宅地所有者等に係る原因者に対する工事施行命令（第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第47条第2項の適用）	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
344	都市再生推進法人に対する改善措置命令及び指定の取消し	都市再生特別措置法	第121条第2項及び第3項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
345	許可の取消し等の監督処分（第29条第1項及び第2項の規定による開発の許可、第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可、第37条第1号の規定による建築制限等の解除の承認、第41条第2項ただし書（第35条の2第4項において準用する場合を含む）	都市計画法	第81条第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
346	原状回復等の命令（独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）	土地区画整理法	第76条第4項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
347	施行の認可の取消し（施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業（施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）で、個人施行者（市が個人施行者となる場合を除く。）、土地区画整理組合又は区画整理会社が行うものに限る。）	土地区画整理法	第124条第2項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
348	組合の設立の認可の取消し(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに 投票の取消し(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。)	土地区画整理法	第125条第4項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
349	区画整理会社に対する措置命令(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。)	土地区画整理法	第125条第7項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
350	土地区画整理事業の施行認可の取消し(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るもの	土地区画整理法	第125条の2第3項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
351	土地区画整理事業の施行認可の取消し(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに	土地区画整理法	第125条の2第4項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
352	緑地保全地域における行為の禁止等の命令	都市緑地法	第8条第2項第9条第1項（第15条において準用する場合を含む。）	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
353	原状回復命令等	都市緑地法	第9条第1項（第15条において準用する場合を含む。）	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
354	原状回復等の措置の指示	都市公園法	第10条第2項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
355	原因者への費用負担命令	都市公園法	第13条	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
356	附帯工事原因者への費用負担命令	都市公園法	第14条第2項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
357	公園保全立体区域内の工作物などによる損害防止等措置命令	都市公園法	第26条第2項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
358	公園保全立体区域内の土石の採取などによる損害防止等措置命令	都市公園法	第26条第4項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
359	都市公園の原状回復等の命令	都市公園法	第27条第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
360	都市公園における必要な措置の命令	都市公園法	第27条第2項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
361	工作物等の除去などの措置に係る費用負担	都市公園法	第27条第9項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
362	公園予定区域等における原状回復等の措置の指示等（第10条第2項の準用）	都市公園法	第33条第4項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
363	公園予定区域等における原因者への費用負担命令（第13条の準用）	都市公園法	第33条第4項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
364	公園予定区域等における付帯工事原因者への費用負担命令（第14条第2項の準用）公園予定区域等における工作物などによる損害防止等措置命令（第26条第2項の準用）公園予定区域等における土石の採取などによる損害防止等措置命令（第26条第4項の準用）	都市公園法	第33条第4項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
365	公園予定区域等における原状回復等の命令（第27条第1項の準用）	都市公園法	第33条第4項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
366	公園予定区域等における工作物等の除去などの措置に係る費用負担（第27条第9項の準用）	都市公園法	第33条第4項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
367	公園予定区域等における必要な措置の命令（第27条第2項の準用）	都市公園法	第33条第4項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
368	消費生活用製品の提出命令	消費生活用製品安全法	第42条第1項	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することが困難	産業課
369	事業計画の認定の取消し	都市農地の貸借の円滑化に関する法律	第7条第2項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
370	経営管理権集積計画の取消し	森林経営管理法	第8条	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
371	経営管理実施権配分計画の取消し	森林経営管理法	第40条第2項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課